

屋外広告業登録審査マニュアル

平成18年	3月13日制	定	(平成18年	4月	1日施行)
平成19年	3月30日一部改正		(平成19年	4月	1日施行)
平成24年	3月30日一部改正		(平成24年	4月	1日施行)
平成25年	9月3日一部改正		(平成25年	9月	3日施行)
令和3年	3月31日一部改正		(令和3年	4月	1日施行)

北海道建設部まちづくり局都市計画課

I 屋外広告業の登録

1 登録制度の導入

屋外広告物法（以下「法」という。）の改正（景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 16 年法律第 111 号）平成 16 年 12 月 17 日施行）により、屋外広告業の届出制が登録制に改められた。道では、パブリックコメント、北海道美しい景観のくにづくり審議会の答申等必要な検討を経て、平成 18 年 4 月 1 日から屋外広告業の登録を実施することとし、北海道屋外広告物条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則（以下「規則」という。）を整備した。（参照：法第 9 条及び第 10 条 条例第 21 条から第 22 条の 5 まで及び第 23 条の 2、規則第 20 条から第 24 条の 7 まで）

法が登録制を導入した趣旨は、近年、違反を繰り返す等の不良業者が見られることから、これらの業者に対し、営業停止命令等の営業上のペナルティーを課すことができるようにすること等により不良業者の排除と良質な業者の育成を図るとともに、屋外広告業者の実態をよりの確に把握し、その指導・育成を図るためである。

なお、登録制の導入については、業界から国への要望もあり、行政と業界との意思が一致している。

2 屋外広告業

「屋外広告業とは、屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいう。」（法第 2 条第 2 項）と定められており、屋外広告物の広告主から広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいうと解されている。そして、元請け、下請けといった立場の如何は問わないが、広告物等の表示又は設置に関する工事を業として請け負わない広告代理業や単に広告物の印刷、製作等を行うだけで広告物等の表示又は設置を行わないものは、屋外広告業に該当しないとされている。（屋外広告の知識 屋外広告行政研究会編集）

3 登録手続の概要

北海道屋外広告物条例が適用される区域内において、屋外広告業を営もうとする場合、当該区域内に営業所を有しているかどうかにかかわらず、登録が必要である。（H16. 12. 17 国都公緑発第 148 号）

(1) 登録の有効期間（法第 10 条第 2 項第 1 号、条例第 21 条第 2 項）

5 年

(2) 更新（条例第 21 条第 3 項）

5 年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、登録の効果を失う。

(3) 手数料（条例第 8 条、別表）

登録又は更新いずれも 1 件につき 10,000 円

(4) 登録事項 (条例第 21 条の 2 第 1 項)

- ア 商号、名称又は氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- イ 営業所の名称及び所在地
- ウ 申請者が法人の場合、その役員の氏名
- エ 申請者が未成年者の場合、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者及び役員の氏名）
- オ 営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属営業所の名称

(5) 登録の実施 (条例第 21 条の 3 第 1 項)

登録事項（上記(4)のとおり）、登録年月日及び登録番号を屋外広告業者登録簿（別記第 12 号様式）に記載する。

(6) 登録の通知 (条例第 21 条の 3 第 2 項 規則第 23 条第 1 項)

登録をした場合は、屋外広告業登録通知書（別記第 12 号様式の 2）により通知する。

(7) 変更の届出 (条例第 21 条の 5 規則第 24 条の 2)

登録事項（上記(4)のとおり）に変更があつた場合は、変更の日から 30 日以内に屋外広告業登録事項変更届出書（別記第 13 号様式）を提出しなければならない。

(8) 登録簿の閲覧 (条例第 21 条の 6 規則第 22 条第 2 項)

登録簿は、一般の閲覧に供する。閲覧請求者には、閲覧請求簿（様式）に住所、氏名等を記入させる。

(9) 廃業等の届出 (条例第 21 条の 7 規則第 24 条の 3)

屋外広告業者が、個人にあつては死亡、法人にあつては消滅等した場合は、30 日以内に屋外広告業廃業等届出書（別記第 14 号様式）を提出しなければならない。

(10) 登録の抹消 (条例第 21 条の 8)

5 年ごとの登録更新を受けずその期間が経過し、若しくは廃業し、その登録の効力が失われたとき又は登録を取り消したときは、登録を抹消する。

(11) 登録の取消し等 (条例第 22 条の 4)

- ア 不正の手段により登録を受けたとき
 - イ 登録拒否事由（条例第 21 条の 4 第 1 項第 2 号又は第 4 号から第 7 号まで）に該当することとなつたとき
 - ウ 変更の届出をしなかつたとき、又は虚偽の届出をしたとき
 - エ 屋外広告物法に基づく条例、処分に違反したとき
- このような事由（後述Ⅱ 5 参照）に該当するに至つた場合は、登録を取り消し又は 6 月以内の期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(12) 監督処分簿への登載及び閲覧（条例第 22 条の 5 規則第 24 条の 7）

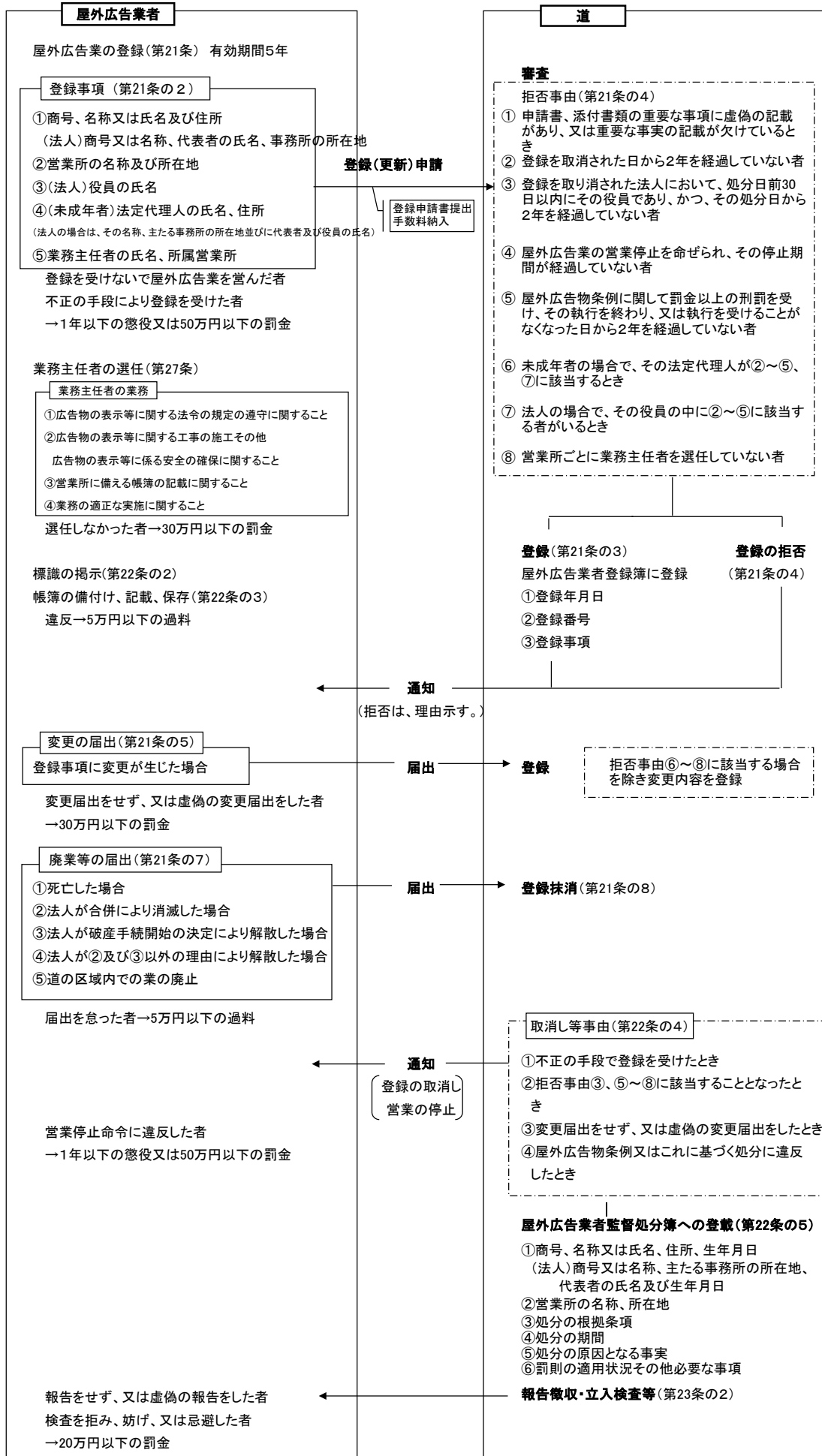
(11) の処分をしたときは、屋外広告業者監督処分簿（別記第 14 号様式の 6）に登載する。

処分簿は、一般の閲覧に供する。閲覧請求者には、閲覧請求簿（様式）に住所、氏名等を記入させる。

(13) 登録事務の流れ

次ページ参照

屋外広告業の登録



II 登録事務処理

1 登録の申請（新規・更新）

(1) 申請に必要な書類

登録申請に必要な書類は以下の一覧表のとおりで、申請者が個人である場合、当該個人が未成年者である場合及び法人である場合と、3つの区分においてそれぞれ提出書類に違いがあるので注意を要する。

屋外広告業登録（新規・更新）申請提出書類等一覧

書類名称		申請者の区分			別記様式	根拠規定
		個人	未成年	法人		
登録申請書		○	○	○	第11号	条例21の2 I 規則21 I
誓約書		○	○	○	第11号の2	条例21の2 II 規則21 II ①
住民票の写し又はこれに代わる書面 ※注1	申請者	△	△	—		規則21 II ④
	法定代理人	—	△	—		
	役員※注2	—	△	△		
	業務主任者	△	△	△		
登記事項証明書	申請者	△ 商号で登録する場合で登記しているときは必要		○		規則 21 II ⑤
略歴書	申請者	○	○	○	第11号の3	規則 21 II ③
	法定代理人	—	○	—		
	役員※注2	—	△	○		
	業務主任者	○	○	○	第11号の4	
業務主任者の資格を証する書面		○	○	○		規則 21 II ②

注1 住民票の写しは、道外に住所を有する者又は住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）による本人確認を希望せず、住民票の写しの提出を希望する者について提出を求めるものとする。

注2 役員（監査役を除く。）全員のものを提出させること。申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人が法人である場合に提出を求めるものとする。

(2) 提出された書類の審査【標準処理期間：10日（休日は含まない）】

ア 屋外広告業登録申請書（別記第11号様式）

① 申請者の「住所」

i 個人の場合は、住基ネットにより確認。ただし、道外に住所を有する者又は住基ネットの利用を希望せず、住民票の写しの提出を希望する者については、住民票の写し、住民基本台帳法の適用を受けない者については、住民票の写しに代わる書面と照合。

ii 法人の場合は、登記事項証明書と照合。

② 申請者の「氏名」

i 個人で商号により登録する場合についても、個人の氏名を記入。住基ネットにより確認。ただし、道外に住所を有する者又は住基ネットの利用を希望せず、住民票の写しの提出を希望する者については、住民票の写し、住民基本台帳法の適用を受けない者については、住民票の写しに代わる書面と照合。

ii 法人の場合は、登記事項証明書と照合。法人の名称、代表者の職・氏名を記入。

③ 登録の種類

新規又は更新を○で囲んでいるか確認。

④ 登録番号、登録年月日

更新の場合、現に受けている登録の登録番号及び登録年月日を屋外広告業者登録簿と照合して確認。

⑤ 商号、名称又は氏名及び生年月日

i 個人で、商号で登録する場合は「商号」を、商号で登録しない場合は「氏名」が記入されていることを確認。どちらで登録するかは口頭でも確認する。

商号は登記事項証明書、氏名及び生年月日は住基ネットにより確認。ただし、道外に住所を有する者又は住基ネットの利用を希望せず、住民票の写しの提出を希望する者については、住民票の写し、住民基本台帳法の適用を受けない者については、住民票の写しに代わる書面と照合。

※ 個人の商号については登記義務はないが、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供すること及び後に登記済の商号権者からの使用差止請求等も想定されうることから、未登記の場合は、登記を行うよう指導することとする。

ii 法人の場合は②と同様。生年月日は代表者のものを住基ネットにより確認。ただし、道外に住所を有する者又は住基ネットの利用を希望せず、住民票の写しの提出を希望する者については、住民票の写し、住民基本台帳法の適用を受けない者については、住民票の写しに代わる書面と照合。

⑥ 住所

個人の場合は住基ネットにより確認。ただし、道外に住所を有する者又は住基

ネットの利用を希望せず、住民票の写しの提出を希望する者については、住民票の写し、住民基本台帳法の適用を受けない者については、住民票の写しに代わる書面と照合。法人の場合は登記事項証明書と照合。

⑦ 営業所の名称及び所在地

「営業所」とは、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関して、常時請負契約を締結する等営業の場所的中心となる事務所をいい、その主従は問いませんが、作業所、連絡事務所等は該当しません。(H16. 12. 17 国都公緑発第 148 号)

- i 個人の場合で、⑥の住所で営業を行うときは、「所在地」に⑥の住所を記入する。登記事項証明書があるときは、これと照合。
- ii 法人の場合、営業所の名称、所在地につき登記事項証明書の記載内容と整合しているか確認。(ただし、登記されていない営業所も一般にあるので、この場合は会社の組織図等で確認。)

⑧ 業務主任者の設置状況

- i 業務主任者は、営業所ごとに選任しなければならない。(条例第 22 条)
- ii 選任していない者の登録申請は拒否する。(条例第 21 条の 4 第 1 項第 7 号)
- III 業務主任者について、住基ネットにより確認。ただし、住民基本台帳法の適用を受けない者については、住民票の写しに代わる書面と照合。
また、略歴書の内容と照合
- iv 業務主任者が、講習会修了等の資格要件を備えているか、業務主任者の資格を証する書面で確認。

「営業所ごとに・・・選任する」とあるのは、当該業務主任者が必ずしもその営業所の専任の者であることは要しませんが、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、通常勤務時間中はその事業所の業務に随時従事しえる者をおくべきことをいいます。(H16. 12. 17 国都公緑発第 148 号)

以上から、業務主任者については営業所ごとにそれぞれ別の者が選任されることが法の趣旨に沿うものであるので、**原則として同一人が複数の営業所の業務主任者を兼任することは認めないこととする。**

この場合、所属営業所を選択させ、業務主任者が選任されていない営業所では、屋外広告業に関する営業活動はできないことを伝え、併せて屋外広告物講習会の受講等により業務主任者を選任できる体制を整えたうえで、登録事項の変更を行うよう指導する。

なお、当該業務主任者の勤務実態(勤務日又は勤務時間等の割り振りが明確で複数の営業所で業務に従事している等)を客観的に説明できる場合は、例外的に複数の営業所の兼任を認めることとする。(書類を求めること)

また、業務主任者を選任していない営業所で可能な営業活動の範囲は、新聞折

り込みチラシ等の宣伝活動までは許容するものとする。

⑨ 法人の役員

登記事項証明書に記載された役員全員を記載することが原則であるが、条例で「業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者」と規定（条例第21条の2第1項第3号）されている趣旨から、監査役については必要ないこととする。

役員であることにつき登記事項証明書で、役員個人の本人確認につき住基ネットにより確認。ただし、道外に住所を有する者又は住基ネットの利用を希望せず、住民票の写しの提出を希望する者については、住民票の写し、住民基本台帳法の適用を受けない者については、住民票の写しに代わる書面と照合。

また、略歴書で内容を確認。

⑩ 法定代理人

申請者が未成年者である場合は（住基ネットにより確認。ただし、道外に住所を有する者又は住基ネットの利用を希望せず、住民票の写しの提出を希望する者については、住民票の写し、住民基本台帳法の適用を受けない者については、住民票の写しに代わる書面で確認）、法定代理人の記入を確認。

⑪ 法定代理人（法人）の役員

⑨と同じ。

イ 誓約書（別記第11号様式の2）

この誓約書は、登録申請者（法人の場合は代表権を有する代表者、個人の場合は当該個人）が、登録申請者本人、その役員又は法定代理人（法人である場合、その役員を含む。）も含めて、登録拒否事由に該当しない者であることを誓約すること。

なお、申請者が未成年者である場合についても当該未成年者が作成したものであること。

ウ 住民票の写し又はこれに代わる書面

屋外広告業登録（申請・更新）提出書類等一覧に示すとおり、申請者が個人、未成年又は法人である場合の区分に応じて、必要な者の住民票の写し又はこれに代わる書面が取り揃えられているか、申請書の記載内容に照らして確認。

住民票の写し又はこれに代わる書面は、その発行の日から1年以内のものとする。

住民票の写し又はこれに代わる書面の提出があったときは、收受印を押印し、その写しを交付するものとする。

エ 登記事項証明書

法人である場合及び個人で商号で登録する場合に必要。

また、その発行の日から1年以内のものとする。

オ 登録申請者（本人・法人の役員・法定代理人・法定代理人（法人）の役員）の略歴書（別記第11号様式の3）

① 住所、氏名

- i 本人
前述ア①②と同じ。
- ii 法人の役員
前述ア①②⑨参照
- iii 法定代理人
前述ア①②⑩参照
- iv 法定代理人（法人）の役員
前述ア①②⑨参照

② 職歴

最近のものから順次記載させる。

登録を取消された法人の役員（処分の30日前以内に）であった者で処分の日から2年を経過しない者からの申請又はそれらの者を法定代理人（法人である場合、その役員を含む。）又は役員としている者からの申請は拒否することとなる（条例第26条の4第1項第2号、第5号及び第6号）が、この欄からその事実を確認することとなるので、屋外広告業に関する記載は特に注意して見ること。

③ 行政処分等

登録の拒否事由に該当しないことを確認するための欄であるから、記載漏れや虚偽でないことを口頭でも確認する。

カ 略歴書（業務主任者）（別記第11号様式の4）

① 住所、氏名

住基ネットにより確認。ただし、道外に住所を有する者又は住基ネットの利用を希望せず、住民票の写しの提出を希望する者については、住民票の写し、住民基本台帳法の適用を受けない者については、住民票の写しに代わる書面と照合。

② 資格等

- i 該当する資格に○を記入すること。各資格を証する書面で照合する。
- ii 修了番号、認定番号
資格が、講習会修了者（条例第22条第1号）又は知事が認定した者（条例第22条第3号）である場合にその番号を記入。修了証又は認定書と照合し確認。

④ 職歴

最近のものから順次記載させる。

キ 業務主任者の資格を証する書面（規則第21条第2項第2号）

登録申請書コピーの交付

申請者から受付したことの証明がほしい旨申し出があれば、申請書に受付印を押印したものを、コピーして交付することとする。

(3) **登録簿への記入**（条例第21条の3第1項 別記第12号様式）

① **登録番号**

「北海道屋外広告業登録第××××××号」とする。

番号は6桁で、上二桁は支庁番号（石狩は01、根室は14）、以下4桁の通し番号とし、業者の固有番号とする。（更新時不変）

(4) **登録の通知**（条例第21条の3第2項 規則第23条 別記第12号様式の2）

登録の通知は、屋外広告業登録通知書（別記第12号様式の2）を作成し、郵送する。

また、登録申請者が個人の場合で商号で登録したときは、商号を併記して通知することとする。

① **登録年月日**

屋外広告業者登録簿に登録した年月日とする。

② **有効期限**

有効期限は、屋外広告業者登録簿に登録した翌日から起算して5年間。

例：平成18年4月10日に登録した場合

- 1 有効期間は、登録日の翌日から起算する。
→平成18年4月11日から平成23年4月10日まで
- 2 有効期限は、平成23年4月10日となる。
- 3 更新の登録の申請期間は、有効期間の満了の日（平成23年4月10日）の90日前である平成23年1月10日から、同満了の日の30日前である平成23年3月11日までとなる。

(5) **登録の拒否**（条例第21条の4）

次の場合又は次の者から申請があったときは、登録を拒否する。

- ① 申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき。
- ② 条例第22条の4第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- ③ 屋外広告業者である法人が条例第22条の4第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しない者
- ④ 条例第22条の4第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ⑤ 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

※「法に基づく条例」とは、道の屋外広告物条例に限らず、他都府縣市条例も含

まれる。

- ⑥ 屋外広告業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が②から⑤又は⑦のいずれかに該当するもの
- ⑦ 法人でその役員のうち②から⑤までのいずれかに該当する者があるもの
- ⑧ 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 変更の届出

(1) 届出

以下の事項に変更が生じたときは、変更が生じた日から30日以内に届出なければならない。（条例第21条の5）

ア 商号、名称又は氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

イ 営業所の名称及び所在地

ウ 法人にあつては、その役員の氏名

エ 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合は、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者及び役員の氏名）

オ 営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属営業所の名称

(2) 変更届に必要な書類

屋外広告業登録事項変更届出書（別記第13号様式）に加えて、以下に示す一覧のとおり、変更する事項に応じて必要な書類を添付しなければならない。

変更事項別添付書類一覧

変更事項	変更届出者		根拠規定
	個人	法人	
ア 商号・名称 （氏名）・所在地（住所） [法人] 代表者の氏名	① 住民票の写し又はこれに代わる書面 注1	① 登記事項証明書	規則24の2Ⅱ①
イ 営業所の名称・所在地	① 登記事項証明書（商号で登録する場合で登記しているときは必要）	① 登記事項証明書	規則24の2Ⅱ②

ウ [法人] 役員の氏名	—	—	①登記事項証明書 ②誓約書（代表者が誓約） ③略歴書 ④住民票の写し又はこれに代わる書面 注1	規則24の2Ⅱ③
エ [未成年者] 法定代理人の氏名・住所（法定代理人が法人である場合は、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者及び役員の氏名）	—	①誓約書（未成年者が誓約） ②法定代理人の略歴書（法定代理人が法人である場合は、その役員に係るものを含む。）注2 ③法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書面（法定代理人が法人である場合は、その役員に係るものを含む。）注1、注2	—	規則24の2Ⅱ④
オ 業務主任者の氏名・所属 営業所名称	①業務主任者となる資格を証する書面 ②略歴書 ③住民票の写し又はこれに代わる書面 注1			規則24の2Ⅱ

注1 住民票の写しは、道外に住所を有する者又は住基ネットによる本人確認を希望せず、住民票の写しの提出を希望する者について提出を求めるものとする。

注2 役員（監査役を除く。）全員のものを提出させること。申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人が法人である場合に提出を求めるものとする。

(3) 提出された書類の審査【標準処理期間：10日（休日は含まない）】

ア 屋外広告業登録事項変更届（別記第13号様式）

- ① 変更の年月日

変更の日から 30 日以内に届け出る必要がある。(条例第 21 条の 5 第 1 項)

② 変更の理由

変更事項と整合があるか確認。

③ 変更事項

届出を要する事項であるか確認。(前述(1)参照)

④ 登録番号・登録年月日

登録簿と照合。

イ 登記事項証明書、住民票の写し又はこれに代わる書面、略歴書、誓約書

前述の「変更事項別添付書類一覧」に照らし、必要な書類が取り揃えられているか確認し、それらの記載内容と変更届の事項とを照合すること。

(4) 登録 (条例第21条の 5 第 2 項)

変更事項を登録簿に登録する。

登録後、登録通知を届出者に通知する。(別記第12号様式の 2)

この場合は、別記第12号様式の 2 中「屋外広告業登録通知書」を「屋外広告業変更登録通知書」に、「申請のあった屋外広告業」を「届出のあった屋外広告業登録事項の変更」に、「第21条の 3 第 1 項」を「第21条の 5 第 2 項」に、「登録年月日」を「変更登録年月日」に改め、「変更に係る事項」の欄を加えて、その内容を記載することとする。

3 廃業等の届出 (条例第21条の 7)

屋外広告業者が以下に示す場合に至ったときは、その区分にしたがい定める者が 30 日以内に屋外広告業廃業等届 (別記第 14 号様式) を提出しなければならない。

- ① 死亡した場合 相続人
- ② 法人が合併により消滅した場合 代表者
- ③ 法人が破産により解散した場合 破産管財人
- ④ 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 清算人
- ⑤ 道の区域内における屋外広告業を廃止した場合 その個人又はその法人の代表者

4 登録の失効及び抹消

(1) 次の場合には、登録はその効力を失う。

ア 5 年ごとの登録更新を受けず、その期間が経過したとき (条例第 21 条第 2 項)

イ 廃業等の事由が発生したとき (条例第 21 条の 7 第 2 項。廃業等の届出の有無にかかわらず。)

- ① 死亡した場合
- ② 法人が合併により消滅した場合
- ③ 法人が破産により解散した場合

- ④ 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合
 - ⑤ 道の区域内における屋外広告業を廃止した場合
- (2) 前述(1)の場合及び条例第22条の4第1項(後述5)により登録を取り消したときは、当該登録を抹消する。(条例第21条の8)

5 登録の取消又は営業の停止 (条例第22条の4)

(1) 登録取消又は営業停止事由

- ① 不正の手段により、屋外広告業の登録を受けたとき
- ② 条例第21条の4第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき
- ③ 登録の変更届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- ④ 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき

(2) 営業停止の期間等

- ① 営業停止の期間は、事案の内容、屋外広告業者の過失の程度及び事後の措置状況等を総合的に勘案し、他の事案との均衡を図りつつ、6ヶ月以内で都道府県知事等の判断により適切に定めることが望まれます。
- ② 営業停止命令は、その営業の全部又は一部を対象として行うこととされています。したがって、全部又は一部の判断は、①と同様都道府県知事等が適切に定めることが望まれます。なお、一部停止とは、具体的には、特定の地域、特定の営業所、特定の工事目的物等に対して行われることが考えられます。
- ③ 営業の停止とは、請負契約の締結及び入札、見積等これに付随する行為の停止と解すべきであり、停止命令の到達以前に締結した請負契約に係る工事については、引き続き施工できます。

(平成16年12月17日付け国都公緑発第148号)

(様式)

閱 覧 請 求 簿

簿冊の種類

- 1 屋外広告業者登録簿
- 2 屋外広告業者監督処分簿

日 付	氏 名	住 所	電 話 番 号

※ 申請1件につき1葉とすること。